

みんくるカフェ上井草（団体名）会則

（名 称）

第1条 本会は、みんくるカフェ上井草（団体名）と称する。

（事 務 所）

第2条 本会の事務所は、杉並区善福寺 に置く。

（目的及び組織）

第3条 本会は、住みやすい街づくりに関する活動（事業）を行うことにより、皆が安心して住める街にすることを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1） 皆が元気になる事をする事。
- （2） 地域の人達との交流を行うこと。
- （3） 医療関係者とのイベントを開催すること。
- （4） 地域づくりに参加すること。

（会 員）

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- （1） 正会員は、この会の目的に賛同し入会したものである。
- （2） 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものである。

（入 会）

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、みんくるカフェ上井草の承認を得るものとする。

（会 費）

第7条 会員は、特に定めない。

（退 会）

第8条 会員は、退会届をみんくるカフェ上井草に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- （1） 本人が死亡したとき

(役員)

第9条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1 名

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。
- 3 会計は、本会の会計を担う。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、みんくるカフェ上井草の議決よりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(総会)

第12条 本会の総会は、正会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任及び解任

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(経費等)

第13条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

(事業報告書及び決算)

第14条 会長は、毎事業年度終了後6か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

本会則は、平成16年4月1日より施行する。